

## 基山町告示第 8 1 号

基山町空家活用補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 2 8 日

基山町長 松 田 一 也

### 基山町空家活用補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内に所在する空家を有効活用することにより、本町への定住促進及び地域の活性化を図るため、不動産売買契約を締結した空家を改修して居住する者に対し、予算の範囲内において、基山町空家活用補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、基山町補助金等交付規則(平成 7 年規則第 4 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に所在する建築物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者 空家を所有する者をいう。
- (3) 改修 自己の居住用として第 4 条に規定する改修をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、空家の所有者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基山町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団等に該当しない者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 次条の補助対象経費について国や地方公共団体等からの補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる改修に要する経費とする。

- (1) 台所、浴室、洗面所、便所等の改修
- (2) 給排水、電気、ガス設備等の改修

- (3) 屋根、外壁等の外装改修
- (4) 内壁、天井、床、壁紙、畳の張替え等の内装改修
- (5) その他町長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修を行う前に、基山町空家活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修に係る見積書の写し
- (2) 改修実施前の写真
- (3) 所有者の住民票
- (4) 所有者の町税等の滞納がない証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 不動産売買契約書の写し
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請は、当該空家に対して1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、基山町空家活用補助金交付決定通知書（様式第3号）により、適当でないと認めるときは基山町空家活用補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、基山町空家活用補助金変更（取下）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、基山町空家活用補助金変更（取下）承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町空家活用補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修に係る領収書の写し
- (2) 改修実施後の写真

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、現地確認調査等を行うことができる。

3 交付決定者は、第1項に規定する期日までに実績報告書の提出ができないときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において適正と認めるときは、補助金の額を確定し、基山町空家活用補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、基山町空家活用補助金交付請求書(様式第9号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付日から起算して5年未満に、改修した空家を取り壊し、売却、又は退去したとき。ただし、特別の事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿及び書類の保存)

第14条 交付決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備するとともに、これらの帳簿及び書類については補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。